

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年6月までの期間、50年2月から同年8月までの期間、52年7月及び同年10月から57年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から49年6月まで
② 昭和50年2月から同年8月まで
③ 昭和52年7月
④ 昭和52年10月から57年1月まで

私は仕事の都合で住所を移転することが多かったが、住所を変更する際、又は社会保険に加入していた事業所を退職する際には、国民健康保険に入る必要があることを理解しており、各市町村で国民健康保険の加入手続をする度に、役場から国民年金にも加入するように強く言われてきたので、加入手続をした上で保険料を納付してきた。

保険料の納付方法は、基本的には自宅に来ていた集金人に保険料を預けており、時には役場の窓口^はに保険料を持っていくこともあった。

申立期間全体について保険料を納付している^はので、納付していない期間があるとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間①以前の昭和47年1月から同年6月までの期間は、申立人が所持している国民年金手帳において、検認欄には検認印が押され、印紙検認台紙には印紙が貼^はり付けられていることが確認でき、オンライン記録とも一致しているものの、同一年度である同年7月以降の欄には、検認印及び印紙が貼^はり付けられた形跡は無く、A市（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿に申立期間①の納付記録は見当たらないことから、申立人は申立期間①に係る保険料を納付していなかったもの^はと考

えられる。

- 2 申立期間②及び③については、A市の国民年金被保険者名簿の記載によると、昭和50年9月1日に資格取得し、52年7月1日に資格喪失していることが確認でき、当該期間は国民年金の未加入期間とされていることから、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。
- 3 申立期間④のうち、昭和52年10月から55年7月までの期間については、申立人が52年10月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した時点で、すぐに国民年金被保険者資格取得手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない上、C町（現在は、D市）へ住所を異動した55年8月に国民年金被保険者資格を取得した記録となっており、同町では、転入した同年8月時点で資格を取得させる取扱いをしたものとみられることから、当該期間は未加入期間となり、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間④のうち、昭和55年8月から57年1月までの期間については、国民年金被保険者期間であり、申立人は、当該期間にA市とC町を複数回にわたり住所を異動していることが確認できるものの、国民年金の住所変更を行った形跡は無く、当該期間中に保険料を現年度納付した形跡も見当たらず、申立期間④直後の57年2月にD市へ住所を異動した以降の保険料はオンライン記録上納付済みとなっているところ、転入先のD市役所で加入手続を行った時点では、申立期間④のうち、55年8月以降の保険料を納付することは可能であったが、D市が保管している国民年金被保険者異動連絡票兼索引簿には、同市における資格取得年月日として、住所を同市に異動した日と同日の57年2月の記載があり、同市は、「このような記載がされている場合には、当市から申立人に対して同年同月前の保険料の納付書は発行しておらず、同年同月以降の保険料についてのみ納付を勧奨したものと考えられる。」としている上、申立人も、「申立期間の保険料をさかのぼって納付したことは無い。」としていることから、当該期間の保険料を納付していなかったものと考えられる。
- 4 申立期間①、②、③及び④について、申立人の国民年金の加入状況、納付時期、納付金額及び納付方法等に関する記憶は曖昧である上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から53年12月まで

申立期間については、同居していた母が母自身と私の保険料を併せて納付してくれていた。自治会の中では税金や年金の納付についての厳しい指導があり、保険料の納付は国民の義務であると認識していたので、保険料は欠かさず納付していた。自治会の担当者が集金していたと思う。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年12月ころに払い出されているが、当該払出時点では、申立人は厚生年金保険被保険者であり、同被保険者であった時期に国民年金保険料を納付した形跡は認められない上、市町村名簿及び特殊台帳では、47年8月に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、同年同月に国民年金被保険者資格を取得した記録となっているが、申立期間は77か月に及んでおり、これだけの長期間にわたって国民年金保険料に係る収納及び記録管理の不備があったとは考え難い。

また、申立人は、「母が申立期間の保険料を、自治会の集金により納付していたと思う。」と主張しているが、申立期間直後の昭和54年1月から同年3月までの保険料を、56年2月に過年度納付していることが確認できることから、申立人の母親には、同年同月までは申立期間の国民年金保険料を納付していなかったことの認識があったものと考えられるとともに、同年同月時点では、申立期間の保険料は時効により納付できなかったこととなる上、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入及び保険料納付に関与しておらず、申立人の加入手続きを行い、保険料を納付していたとされる申立人の母親は既に死亡しているため、国民年金への加入状況、納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 541

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 1 日から 58 年 10 月 1 日まで

私は、A社のB営業所長を務めた後の昭和56年6月から、同社の関連会社であるC社（現在は、D社）に取締役として出向し、その後、57年6月30日に定年退職となったが、引き続き同年7月1日から同社の取締役として再雇用された。

社会保険事務所（当時）の記録では、C社で再雇用された際の標準報酬月額は38万円となっているが、A社退職時の標準報酬月額41万円から大きく低下していることに納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のC社での資格取得時の標準報酬月額は38万円となっていることが確認できるところ、申立人は、「同社で再雇用された際も給与支給額に変化は無かったので、同社の資格取得時の標準報酬月額は、A社の資格喪失時の標準報酬月額と同じ41万円である。」と主張している。

しかしながら、D社人事労務部長は、「申立期間当時、当社と申立人との契約で報酬額が決まったはずである。申立人の当社での資格取得時の標準報酬月額は38万円であり、社会保険事務所にも38万円で届出をしている。」と供述しており、同社から提出された健康保険厚生年保険被保険者資格確認および標準報酬決定通知書により、同社は、申立人に係る資格取得時の標準報酬月額を38万円で届け出ていることが確認できる。

また、D社から提出された申立人に係る役員名簿及び役員の報酬月額を記載した書面を見ると、申立人の報酬月額は、「57. 7. 1 報酬月額 380」と記入されていること及び「改定月 57. 7、金額 380」と記入されており、38万円

であったことが確認できる。

さらに、申立人は、「C社には取締役として再雇用されており、給与が下がることは考え難い。」と主張しているが、同社の昭和 57 年 7 月 1 日現在の役員・従業員名簿に記載されている代表権の無い取締役で 56 年から 59 年までの期間に、申立人と同じく A 社を退職後、C 社に取締役として就任している 5 人のオンライン記録を見ると、そのうちの 4 人は、同社における資格取得時の標準報酬月額が A 社退職時の標準報酬月額よりも下がっていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月10日から28年5月27日まで
社会保険事務所(当時)に期間照会をしたところ、A社に勤務した昭和25年4月10日から28年5月27日までの期間について、既に脱退手当金が支給されているので年金として支給できないと言われたが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付記録欄には、脱退手当金が支給されたことを示す記録がある上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は、昭和29年6月7日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、A社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 9 月 10 日まで
社会保険事務所(当時)に年金記録の照会をしたところ、A事業所で勤務していた期間については、脱退手当金が支給されていた。
当時、脱退手当金を受け取った記憶は無く、同僚の一人はA事業所で勤務した期間について、厚生年金保険の加入期間として年金を受け取っているの
で、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページと前後4ページに記載されている女性について、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和22年9月10日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす2名の支給記録を確認したところ、両名ともに支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から1か月以内に脱退手当金が支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1カ月後の昭和22年10月14日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳の保険給付記録欄には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月28日から24年8月13日まで
② 昭和25年9月16日から29年10月19日まで

私は、ねんきん特別便により、A社で勤務した厚生年金保険の加入期間の一部について、脱退手当金を受け取った記録となっていることに初めて気付いたが、脱退手当金の請求書に署名捺印した記憶も無く、社会保険事務所(当時)も支給したことを証明する書類を残していないにもかかわらず、脱退手当金を受け取ったとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付記録欄には、脱退手当金が支給されたことを示す記録がある上、申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和29年11月30日に支給決定されており、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、社会保険事務所における一連の事務処理及び申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。